

1. 屋久島国立公園内における制度

1-1. 屋久島公認ガイド

2. 小笠原国立公園内における制度

2-1. 東京都自然ガイド養成認定制度（南島・石門）

2-2. 小笠原陸域ガイド登録制度

2-3. 小笠原ホエールウォッチング協会によるもの

3. 富士箱根伊豆国立公園内における制度

3-1. 東京都自然ガイド養成認定制度（御蔵島）

1-1. 屋久島公認ガイド

制度の概要

- 平成18年（2006年）より開始された「屋久島ガイド」が前進。行政からの案を検討したものではなく、屋久島観光協会に所属するガイド12名を委員とし、平成25年から2年間をかけて29回の会議によって取りまとめられたもの。ガイドの視点によって、利用者・環境・地域振興等を検討したことが形となったもの*。
- 「登録ガイド」、「認定ガイド」、「屋久島公認ガイド」の3段階の認定制度を構築。
- 最も要件の厳しい「公認ガイド」になるまでには、ガイドに関する資格の保有状況やガイド実績、屋久島町内における実務経験等を保有する等、全部で12項目を満たす必要がある。

*季刊 ECOツーリズム Vol.20 77号「特集 ガイド認定制度」

実施主体	屋久島町
根拠	屋久島公認ガイド利用推進条例 (平成28年4月施行)
開始年	平成28年(2016年)
公認ガイドの公認条件	屋久島ガイドの心得・屋久島ルール等に同意している。 山・川・海、フィールドごとの専門資格を有している。 屋久島学試験に合格している 屋久島町民である 等 登録料：7,200円/3年
公認者数	94名(平成30年4月末現在)
利用ルール等に関する事項	屋久島ガイド心得、屋久島ルール

利用のルール

<屋久島ガイド共通ルール>

1. 利用者の安全を最優先に考え行動する。
2. 大雨洪水警報発令中は、危険が予想される場所でのガイド活動は行わない。積雪通行止め等の時は、県道、町道には車を乗り入れない。
3. ツアーにあたって、安全管理上の注意やフィールドでの配慮事項を十分に伝える。
4. 屋久島世界自然遺産地域等に関わる環境保全関係法令を遵守する。
5. 特定資格を必要とする活動（スキューバダイビング等）については、資格を有さない者は行わない。
6. 各集落の水源の取水口箇所より上流（約一キロ）の沢でのガイド活動は、行わない。
7. 水場の上流を汚さない、踏み込まない、水質汚染防止に留意する。
8. トイレのないところで用を足すときは、湿原、水場、沢、美観地区を避け、環境を保全する。
9. 花之江河等の湿原には踏み込まない。
10. 怪我・事故には、ガイド同士協力しあって対処する。
11. 野生動物に餌を与えない。
12. 心得や共通ルールに基づいて、来訪者に対してより良い利用への協力を促す。
13. 山に動物を連れて行かない。（盲導犬・聴導犬・介助犬を除く）
14. 事業地域の農業者、林業者、漁業者、その他企業や居住者とのトラブルや苦情が発生しないよう、事前の理解を求めるようにする。
15. 祠などの神聖な場所の環境をけがさない。

出典：「自治体によるガイド制度の実施事例（ガイド登録基準と運営体制）」より

2-1. 東京都自然ガイド養成認定制度（南島・石門）

制度の概要

東京都知事と小笠原村長が締結した「小笠原諸島における自然環境保全促進地域の適正な利用に関する協定（包括的内容の協定）」と、「適正な利用等に関する協定（具体的内容の協定）」に規定されたガイド制度。

実施主体	東京都
根拠	東京都の島しょ地域における自然の保護と適正な利用に関する要綱
開始年	平成15年（2003年）
登録条件	<ul style="list-style-type: none"> ・満18歳以上、小笠原村に1年以上住所を有すること、東京都認定ガイド講習会の受講。 ・有効期間は2年間。更新には講習会の受講が必要（受講料3000円）。
登録者数	255名（平成30年度末時点）
利用ルール等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・利用のルール ・南島への入域、母島石門一帯への入域にはガイドの同行が必須。 ・南島は利用者人数の上限を設定。

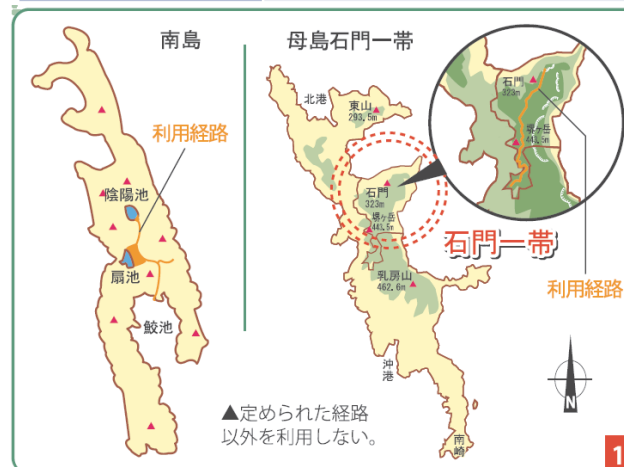
利用のルール

< 共通ルール >

- 1) 東京都自然ガイドの指示に従う。
- 2) 東京都自然ガイドは、その身分を表示する腕章等を着用する。
- 3) 定められた経路以外を利用しない。
- 4) 植物、動物、木片類、石など自然に存在するものはそのままの状態にする。
- 5) 動物、植物、種子、昆虫などの移入種を持ち込まない。
- 6) 動物にえさを与えない。
- 7) 動物を驚かしたり、追い立てたりしない。
- 8) 岩石などに落書きをしない。
- 9) ごみは捨てず、すべて持ち帰る。また、海へ投棄しない。

< 個別ルール >

	南島	母島石門一帯
利用経路	左下図のとおり	
最大利用時間	2時間	設定しない
1日当たりの最大利用者数	ガイド1人につき15人（1日100人）	ガイド1人につき5人（1日50人）
制限事項	年3か月間の入島禁止期間の設定（当面11月から翌年1月末日までとする。年末年始の8日間を除く。）	鍾乳洞は立入禁止



南島でのガイドツアーの様子。ガイドは東京都認定ガイドの腕章の携行が義務づけられている。

2-2. 小笠原陸域ガイド登録制度

制度の概要

- 小笠原エコツーリズム協議会が掲げるエコツーリズムの主旨に則り、小笠原の固有の自然や文化を保全して、適正で持続的な利用を図り、利用者や地域社会に信頼されるガイドとしての活動を通じて、地域振興に貢献することでガイドの社会的な地位を確立することを目的とする。
- 主に陸域の野外において自然観光資源に関する解説及び案内を有料で提供する者を対象として設定。

実施主体	小笠原エコツーリズム協議会
根拠	小笠原陸域ガイド登録制度実施要綱
開始年	平成23年（2011年）
登録条件	<ul style="list-style-type: none">• 陸域ガイド講習の受講、保険制度への加入、各種ルールの遵守同意、救命救急技術の習得等、所定の基準を満たす者をガイドとして登録するもの。• 登録には上記の要件や実務実績等について、小笠原エコツーリズム協議会ルール・ガイド制度検討部会による審査を経て決定。• 居住期間やガイド業務実績が1年未満の場合は「準ガイド」としての登録が可能。
登録者数	25名（平成31年度）
利用ルール等に関する事項	登録にあたっては各種ルールの遵守同意が必要。

登録条件

1. 小笠原村に1年以上居住していること。
2. 小笠原においてガイドまたはガイド業に役立つ業務に1年以上の実務実績があること。
3. プロフィールなどの情報公開に応じること。
4. 小笠原陸域ガイド講習を受講していること。
5. 傷害保険及び活動中の過失責任による賠償責任保険に加入していること。
6. 救命・救急法等について最新の情報に基づく技量を有していること
7. 各種法令とともにガイドの際にかかわる自主ルールについても遵守すること。



小笠原陸域ガイド講習会の様子。講習内容は、座学、実践編があり、小笠原ホエールウォッチング協会（OWA）が運営を受託。

2-3. 小笠原ホエールウォッチング協会（OWA）

団体の概要

- OWAは1989年、ホエールウォッチングの振興と小笠原の発展に寄与することを目的として発足。2000年にはエコツーリズムの推進を会の目的に追加。
- 小笠原には大型鯨類のウォッチングを対象とした自主ルールが存在。

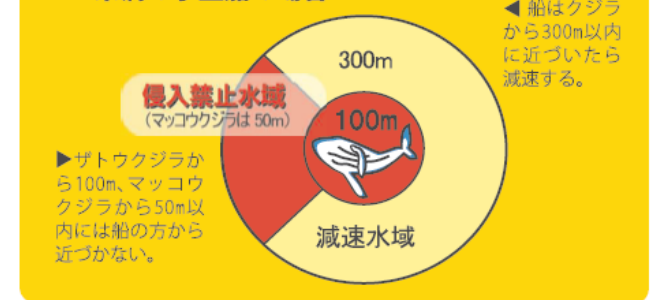
団体名	小笠原ホエールウォッチング協会
根拠	自主ルール
開始年	1989年に制定、運用開始。1997年改定。
加盟条件	村内の観光事業者（ウォッチング船）が任意で加盟。他に村の内外からサポーターとして会員を募っている。会員数は約180名。
社員数	村内の加盟ウォッチング事業者数は14社（2018年） 観光協会の事業者数は21社
利用ルール等に関する事項	加盟ウォッチング事業者には、OWA自主ルールの遵守が義務づけられている（ルールの内容は右記参照）。
その他	設立当初から、事務局には自然科学系の研究員が配置され、鯨類のモニタリングを実施し、観光協会ガイド部会内での会合を開催。

利用のルール

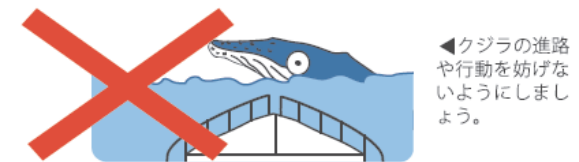
自主ルールの概要

適用鯨種：ザトウクジラなどのヒゲクジラ亜目全種とマッコウクジラ
適用海域：小笠原諸島の沿岸20マイル以内

20t未満の小型船の場合



※特例学術研究、特例取材の船舶は赤色の旗を掲げています。



- くじら
- じらの来る海 小笠原へようこそ。当協会では、
- (自) 主ルールを定めています。小笠原の海がクジラ達にとって
- く (楽) 園であり続けるよう、ご理解・ご協力ください。



OWAの研究員が展望台で、一般観光客を対象にザトウクジラの生態に関するレクチャーを実施。（2月から4月までの定期船の入港日の夕方30分程度）

3-1. 東京都自然ガイド養成認定制度（御蔵島）

制度の概要

- 平成16年（2004年）1月に東京都と御蔵島村との間で「自然環境保全促進地域の適正な利用に関する協定書」いわゆるエコツーリズム協定が結ばれ、村条例で村長が定めて保全促進地域において観光を行うにあたっての要件が定められた。

実施主体	東京都
根拠	・東京都の島しょ地域における自然の保護と適正な利用に関する要綱 ・自然保護条例に基づく要綱
開始年	平成17年（2005年）
登録条件	<ul style="list-style-type: none"> 東京都がガイド講習会を開催して、ガイドの養成に当たるとともに、保全促進地域のモニタリング調査を担い、村は利用申請許可窓口と利用状況の監視を担うことと規定された。現在の申請窓口は御蔵島観光協会（御蔵島村からの委託）。 ガイド講習は2年ごとに開催され、観光事業者は資格維持のために毎回更新しなければならない。
登録者数	117人（平成21年）
利用ルール等に関する事項	・観光客の立ち入りには必ず東京都自然ガイドの資格保持者が同行しなければなら、利用時間、1日当たりの立入り客数、ガイド1人が連れていける客数にも条件を設定。

東京都と御蔵島の協定書による制限事項

イルカウォッチングに係るルール

保全促進地域	御蔵島全体と汀線より1kmの範囲
利用期間	3/15～11/15（冬期間は休止）
利用時間	5:30～17:30（1出港あたり最長3時間）
隻数上限	1日あたり45隻（御蔵船30隻、三宅船15隻）
1隻当り客数	スイムの場合：13名 / 船上観察の場合：船の法定定員

- （適正利用のルール）
- < 御蔵島村と三宅村の協定書 >
- ・時期による各島の1日あたりの実施隻数を制限
- < イルカウォッチングマニュアル >
- ・出航前の安全管理や操船に関するルールを記載
- < ドルフィンスイムのルール >
- ・1航海あたりのエントリー回数やスイム中のマナー等について記載

